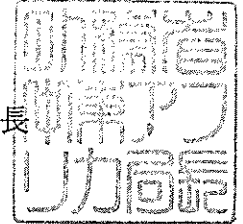


中東2合第64号

平成28年1月25日

文部科学省国際統括官 殿

外務省中東アフリカ局長



国際連合安全保障理事会決議第2231号の履行について（依頼）

平成27年7月、イランの核問題に関する国際連合安全保障理事会決議（以下、国連安保理決議という）第2231号が採択されました。同決議においては、イランとEU3+3が発表した「包括的共同作業計画」の定める「履行の日」に効力を生ずる事項として、下記が規定されています。

つきましては、貴省においては、国連安保理決議の誠実な履行の観点から、貴省所轄の国公私立大学及びその他研究機関に対して、国連安保理決議第2231号により指定された個人を国内で開催されるセミナー、研修等への参加を含め、我が国に招待すること等を抑制するよう御指導方お願いいたします。なお、国連安保理決議第2231号により、抑制の対象者が減ることとなります。

さらに、貴省所管の国公私立大学及びその他研究機関に対して、特にイラン人研究者及び学生との交流に際して、イランの核活動等に寄与するであろう分野の専門教育又は訓練が行われることのないよう、引き続き御指導方お願いいたします。ただし、国連安保理決議第2231号は、国連安保理の事前承認を得られる場合には、加盟国はイランの核活動等関連の技術移転などについて許可することが可能となることを定めていることに留意願います。国連安保理の事前承認を得るプロセスについては、国連から発表次第、通報いたします。

なお、外務省としても、科学技術分野における国際交流を過剰に制約することのないよう配慮しつつ、イラン人の研究者及び留学生に対する査証発給審査等を厳格に行っていく方針です。

記

- (1) 国連安保理決議第1696号, 第1737号, 第1747号, 第1803号, 第1835号, 第1929号及び第2224号の規定を終了すること。
- (2) 全ての加盟国に対し, 拡散上機微な核活動・核兵器運搬手段開発(以下, 「核活動等」) 関連の貨物・技術等の移転等の防止, 核物質及び技術等に関連するイランによる投資の禁止, またイランへの大型通常兵器等の供給等の防止に関する措置を義務付ける一方, 国連安保理の事前承認を得られる場合には加盟国はこれらを許可することを可能とすること。
- (3) 全ての加盟国に対し, 国連安保理決議第2231号の附属書に指定された団体及び個人に対する資産凍結等の措置を求めること。

付属添付

本信送付先 文部科学省国際統括官
経済産業省通商政策局長

本信写送付先 法務省入国管理局長